

島根県報

号外第七九号

平成十四年七月二十六日

(金曜日)

規 則

二 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則 目 次

- 市町村の基準財政収入額の算定に関する規則を廃止する規則 (地 方 課) 一
- 市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則 () 一

公布された条例等のあらまし

◇市町村の基準財政収入額の算定に関する規則を廃止する規則(規則第七〇号)

- 一 規則の概要
普通交付税に関する省令の改正に伴い、市町村たばこ税及び自動車取得税交付金に係る基準税額の算定方法を規則で別に定めることを要しないことになったため、同規則を廃止することとした。
- 二 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則(規則第七一号)

- 一 規則の概要
地方特例交付金に関する省令の改正に伴い、市町村たばこ税の増収見込額の算定方法を規則で別に定めることを要しないことになったため、同規則を廃止することとした。

市町村の基準財政収入額の算定に関する規則をここに公布する。
平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十号

市町村の基準財政収入額の算定に関する規則を廃止する規則
市町村の基準財政収入額の算定に関する規則(平成六年島根県規則第三十八号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則をここに公布する。

平成十四年七月二十六日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第七十一号

市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則
市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則(平成十一年島根県規則第八十九号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年七月二十六日印刷
平成十四年七月二十六日発行

発行者

島

根

県

印刷所

松江学園南町

松江学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)